

他資格の例について

1. 科目の定め方について

- 公認心理師法（以下「当該法」という。）では、受験資格を得るため、大学及び大学院において必要な科目を修めることとしており、それらは文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしている。
- 当該法と同様に、試験を受けるためにその課程を修了する必要がある学部等を定めるのではなく、修める必要がある科目を定めることとしている資格である精神保健福祉士法における科目の規定は次のとおり。

○精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）（抄）

（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）

第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第七条第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目は、次のとおりとする。ただし、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、第一号から第十八号までに掲げる科目とする。

一 次に掲げる科目のうち一科目

イ 人体の構造と機能及び疾病

ロ 心理学理論と心理的支援

ハ 社会理論と社会システム

二 現代社会と福祉

三 地域福祉の理論と方法

：

十七 精神保健福祉援助演習（基礎）

十八 精神保健福祉援助演習（専門）

十九 精神保健福祉援助実習指導

二十 精神保健福祉援助実習

2 前項第十七号から第二十号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。

一 前項第十七号に掲げる科目 30 時間

二 前項第十八号に掲げる科目 60 時間

三 前項第十九号に掲げる科目 90 時間

四 前項第二十号に掲げる科目 210 時間

3 実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。

一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

二 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

三 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

四 精神保健福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講

習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

- 4 実習演習担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）二十人につき一人以上としなければならない。
- 5 実習演習担当教員のうち一人は、専任教員でなければならない。
- 6 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有しなければならない。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。
- 7 精神保健福祉援助実習は、厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）を利用して行わなければならない。
- 8 実習指導者（実習施設等において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。
- 9 一の実習施設等における精神保健福祉援助実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上としなければならない。

2. 「その他準ずるもの」の規定について

- 当該法では、資料2「公認心理師法における「その他準ずるもの」(対象及び根拠条文)」の中で、対象となっている者に準ずるものを、文部科学省令・厚生労働省令で定めることとしている。
- 当該法と同じように、省令で「その他準ずるもの」を規定している精神保健福祉士法及び言語聴覚士法の規定の例は以下のとおり。

○精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）（抄）

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 ・ ・ ・大学（短期大学を除く。次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 二 ・ 三 （略）

○言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）（抄）

附 則

（法附則第三条の厚生労働省令で定める者）

5 法附則第三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 病院等で適法に法第二条に規定する業務を業として行っていた者であって、平成10年9月1日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないもの
- 二 平成10年9月1日において引き続き3月以上法第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した言語聴覚士養成所の専任教員であった者